

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	液化石油ガス販売事業の登録
概要	液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、販売所の所在地を管轄する市長の登録を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149)
審査基準	申請者及び申請の内容が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項に規定する登録拒否の要件に該当していないことが必要です。また、その他法令の基準に適合していることを確認します。 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第11条及び第16条 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第6条、第11条、第14条及び第15条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409M50000400011) ・保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日保局第1号）
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	液化石油ガス販売事業の登録を受けようとするとき
提出方法	液化石油ガス販売事業登録申請書に審査のために必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	31,000円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	